

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年9月8日

分任契約担当官
陸上自衛隊和歌山駐屯地
第398会計隊和歌山派遣隊長 関 主税

1 工事概要

- (1) 工事名 24号生活隊舎空調機換装工事
- (2) 工事場所 和歌山県日高郡美浜町和田1138（陸上自衛隊和歌山駐屯地）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
陸上自衛隊和歌山駐屯地のチラーユニット及びクーリングタワーの換装（細部は仕様書のとおり）
- (4) 工期 契約締結日～令和6年3月29日（金）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」D等級以上、「電気工事」C等級以上又は「管工事」C等級以上のいずれかの格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、建築一式工事、電気工事又は管工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除

くこと。

- (5) (4)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 2級建築施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士同等以上の資格を有する者。
 - イ 平成19年度以降入札公告日までに、(4)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 陸上自衛隊和歌山駐屯地が発注した「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」のうち、令和3年度以降令和5年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138

陸上自衛隊和歌山駐屯地 第398会計隊和歌山派遣隊

担当 関（セキ）

TEL 0738-22-2501（内線345）

FAX 0738-22-2501（16時30分～翌8時30分まで受信不可）

メール ma418fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年9月8日から令和5年9月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時00分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年9月22日 午後4時30分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和5年10月20日 午後4時30分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月23日 午前10時00分

イ 場所 駐屯地会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金 免除

ただし、落札者は、銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定

技術者の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 請負金額が 300 万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の 10 分の 4 以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
- (11) 契約書作成の要否
要。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3 (1) に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 詳細は、入札説明書による。

24号生活隊舎空調機換装工事

和歌山駐屯地

件名	24号生活隊舎空調機換装工事			図面番号
図名	仕様書			1/7
中隊長	管理隊長	営繕班長	合議	係

仕 様 書

- 1 工事件名 : 24号生活隊舎空調機換装工事
- 2 工事場所 : 和歌山県日高郡美浜町和田1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地
- 3 工事期間 : 契約締結日 ~ 令和6年3月29日
※細部実施時期については担当官と調整する。
- 4 実施概要 : 本作業は、陸上自衛隊和歌山駐屯地のチラーユニット及びクーリングタワーの換装を実施するものである。

- (1) 仮設工事 1式
- (2) 既存チラーユニット及びクーリングタワー撤去は別紙による 1式
- (3) 新設チラーユニット及びクーリングタワー新設は別紙による 1式
- (4) 空調機ユニット総合調整 1式
- (5) フロンガス回収破壊 1式

5 一般仕様

- (1) 本作業は、本仕様書・図面及びメーカー仕様準拠かつ公共建築仕様書、防衛省機械設備工事共通仕様書並びに関係法令を遵守し実施するものとする。なお仕様書に記載なき事項については事前に監督官と協議の上指示に従うこと。
- (2) 本業務は、すべて丁重かつ確実に実施すること。
- (3) 受注者は業務実施に先立ち監督官と協議の上、図面及び作業工程表を作成し監督官に提出し了承を得た後、作業を実施すること。
- (4) 受注者は、業務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着工前・実施中・完了・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完成後速やかに現像し、A4アルバムに整理の上1部提出すること。デジタルカメラを使用する場合においても前途に準じて実施すること。
- (5) 本作業は受注者の責任施工とし、隊員若しくは部外者等に障害を与えた場合又は施設等を破損した場合は速やかに監督官へ報告し、この原因が施工に係ると認められた場合はすべて請負者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (6) 作業に際し仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い良心的に実施すること。
- (7) 業務内容に際し現場の納まり、取合せ等のため位置又は施工方法を多少変え、それに伴う数量を幾分増減する等の軽微な変更については監督官と協議の上、実施するものとする。また、前記のような軽微な変更については請負金額の変更はないものとする。
- (8) 材料はすべて新品とし、施工前にカタログ及び新品と確認できる書類等を提出し、使用前に監督官の検査を行い、合格した物のみ使用できるものとする。

- (9) 作業実施時間帯は平日（土・日及び祝祭日除く）の午前8時15分から午前5時迄を基本とする。その他時間帯に作業を実施する場合には事前に監督官と協議の上指示に従うこと。
- (10) 業務実施に際し、請負者は施工条件を工事関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (11) 本作業に必要な電力・給水については、請負側で発電機等を持ち込むこと。やむを得ず宿舎内の電気等を使用する場合、メーターを設置して官側算定により有償とする。
- (12) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従い実施すること。

6 特記仕様

- (1) 業務実施に際し、施工方法により既設部分への補強・養生等生じた場合については、必要に応じ最適であると思われる方法により確実に実施すること。
- (2) 業務実施に際し、製作図・承認図・施工図及び見本等が必要であると考えられる場合、若しくは監督官から指示があった場合は指示に従い速やかに監督官に提出し承認を得ること。
- (3) 本仕様書・図面に記載されている寸法等については、あくまで標準寸法であるために工事実施に際しては、必ず現地採寸を行い細部寸法・施工方法等について確認を行った後実施すること。
- (3) 本工事で発生材が生じた場合は、発生材引継書に種類ごと重量を記入し、監督官の支持する場所に運搬集積し、官側へ引継ぐこと。

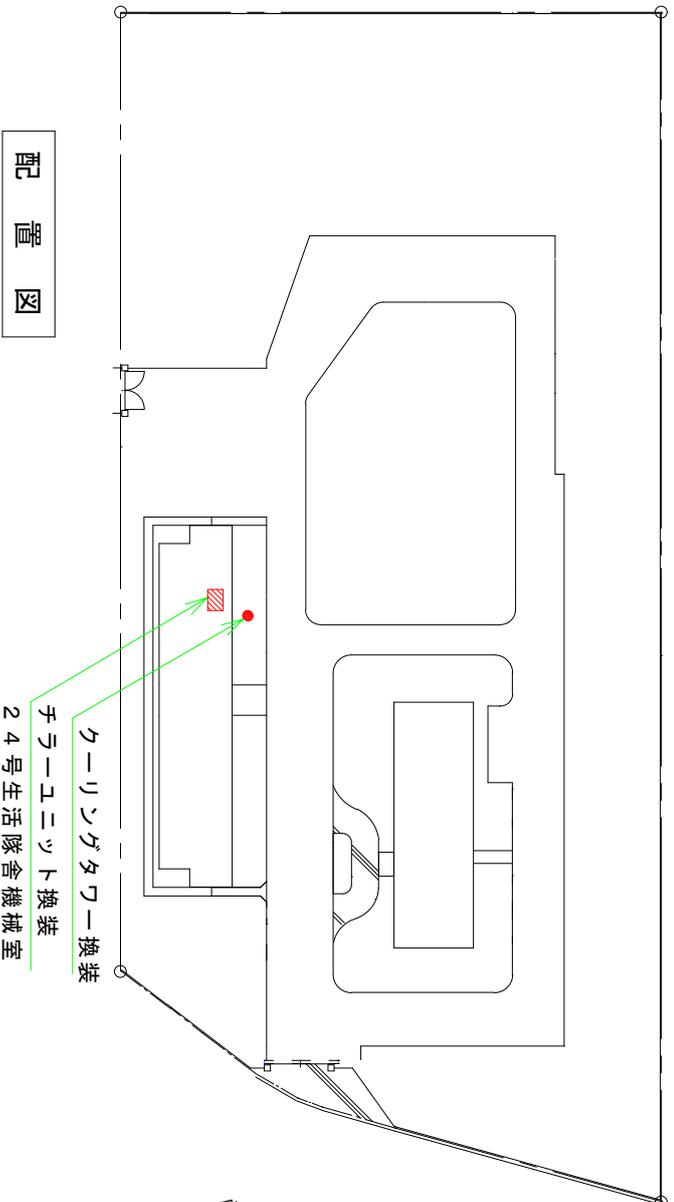
7 提出書類

- (1) 工事入門許可証：契約締結後速やかに
- (2) 工程表：契約締結後速やかに
- (3) 着工・完了届：着工完了時
- (4) 工事写真：工事完成時
- (5) 材料検査簿
- (6) 発生剤調書
- (7) フロン回収破壊証明等
- (8) その都度示された書類

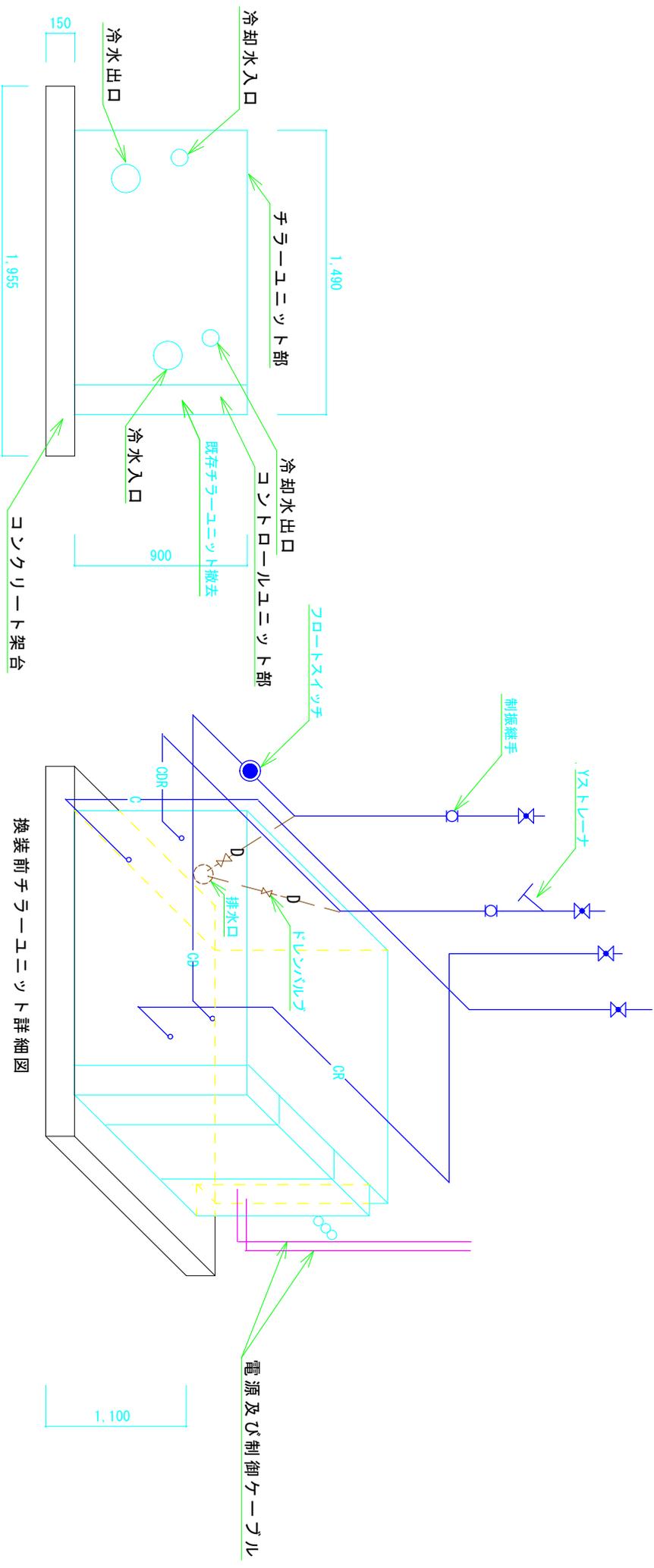
8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届出て検査官の実施する完了検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお、完了検査は請負者立会いのもと当該仕様書に基づき実施する。

駐(分)屯地	和歌山駐屯地	図面案内図・配置図	建物番号	縮尺	作成年月	図面番号及び番号	3/7
					令和5年5月		



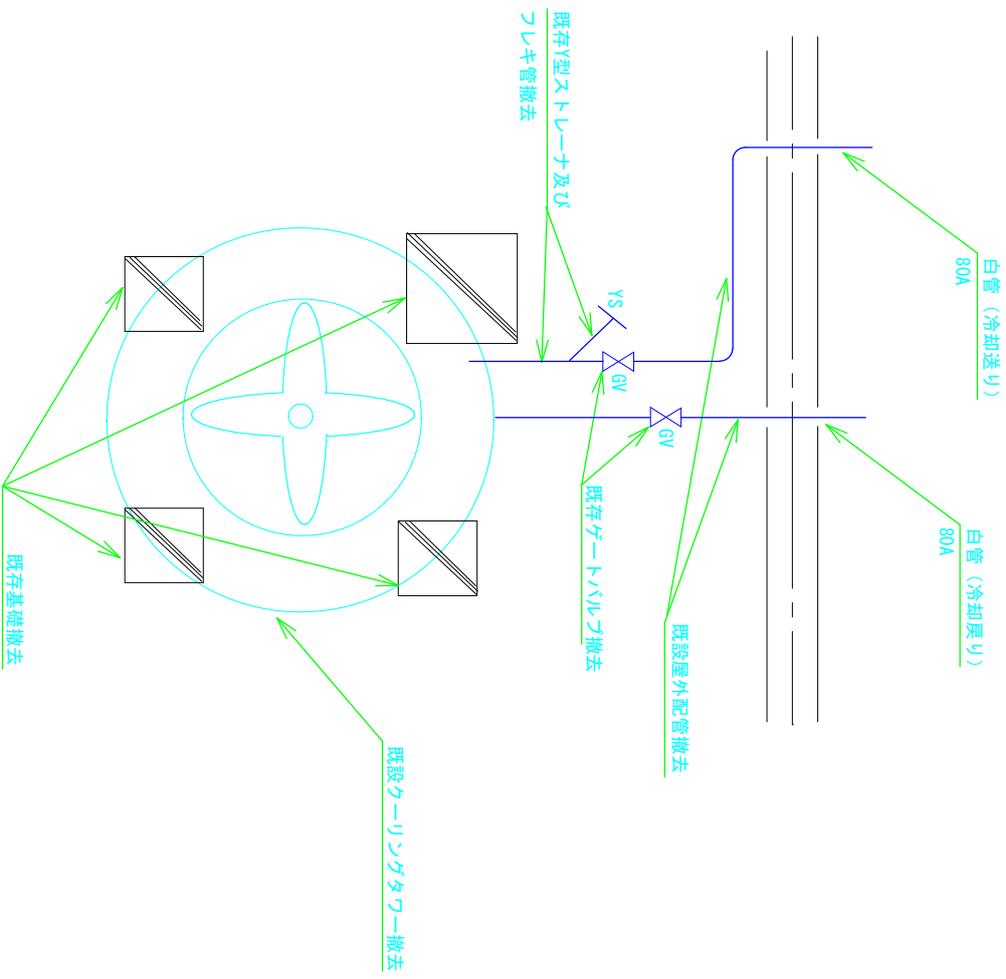
案内図



換装前正面図
日立スクロールチラーユニットRCUJP900W2B

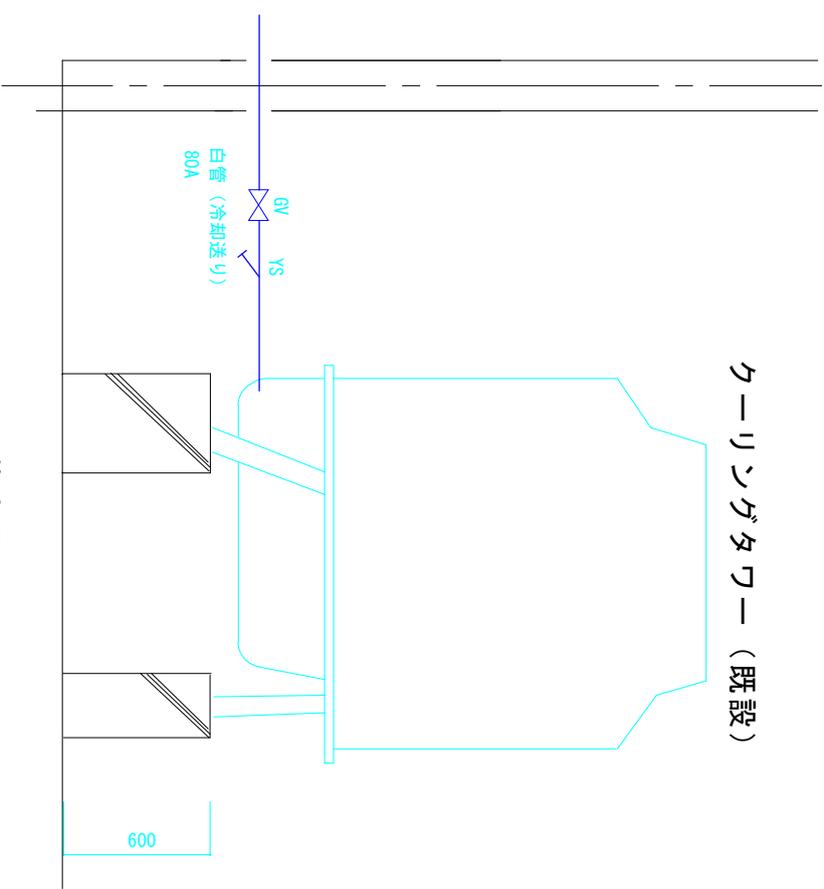
1 / 30

24号生活隊舎空調機換装工事			
図形名称	チラーユニット換装・正面及び詳細図	図面番号	4/7
作成年月	令和5年5月		



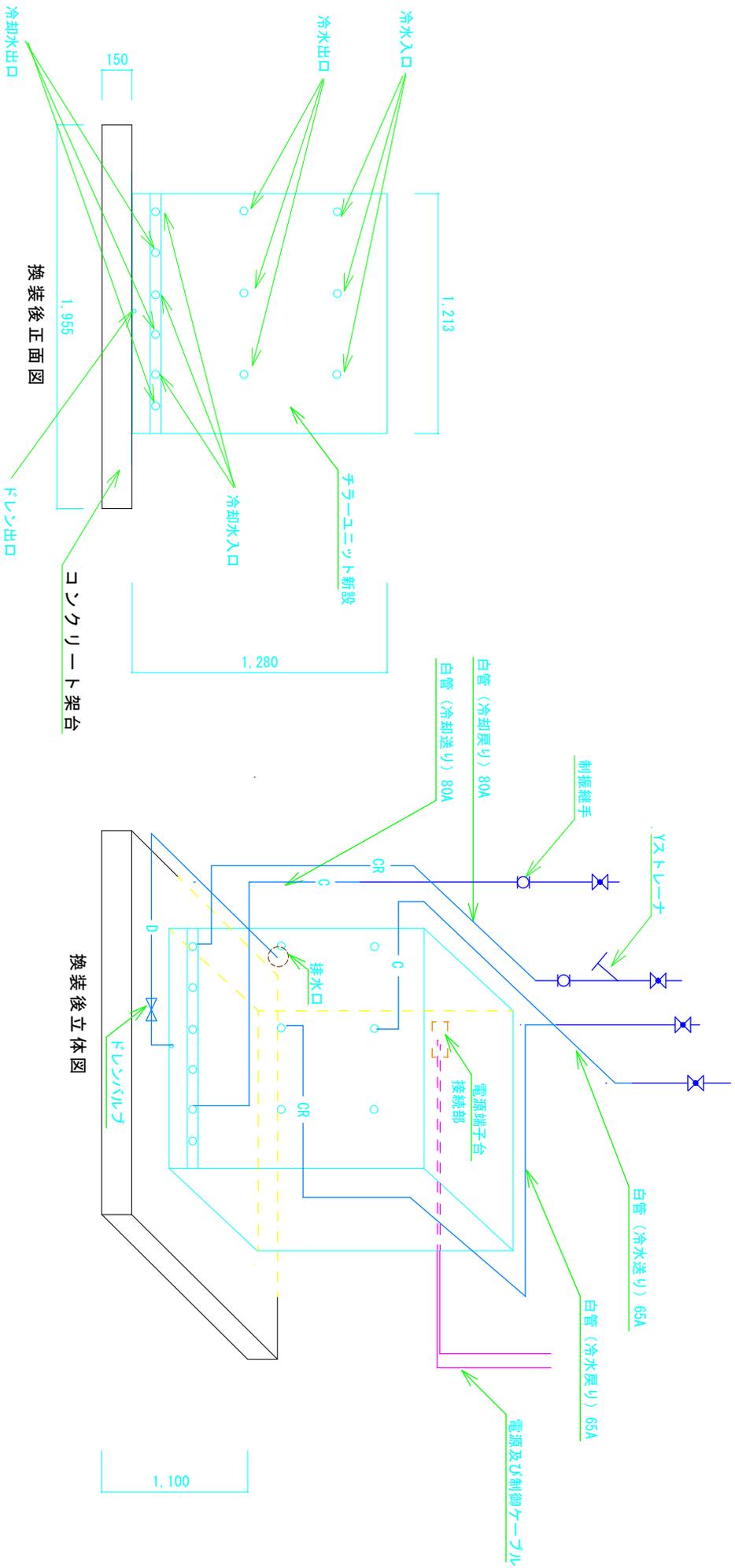
現状平面図

撤去前



現状立面図

24号生活隊舎空調機換装工事			
図形名称	クーリングユニット換装・正面及び詳細図	作成年月	令和5年5月
		図面番号	5/7



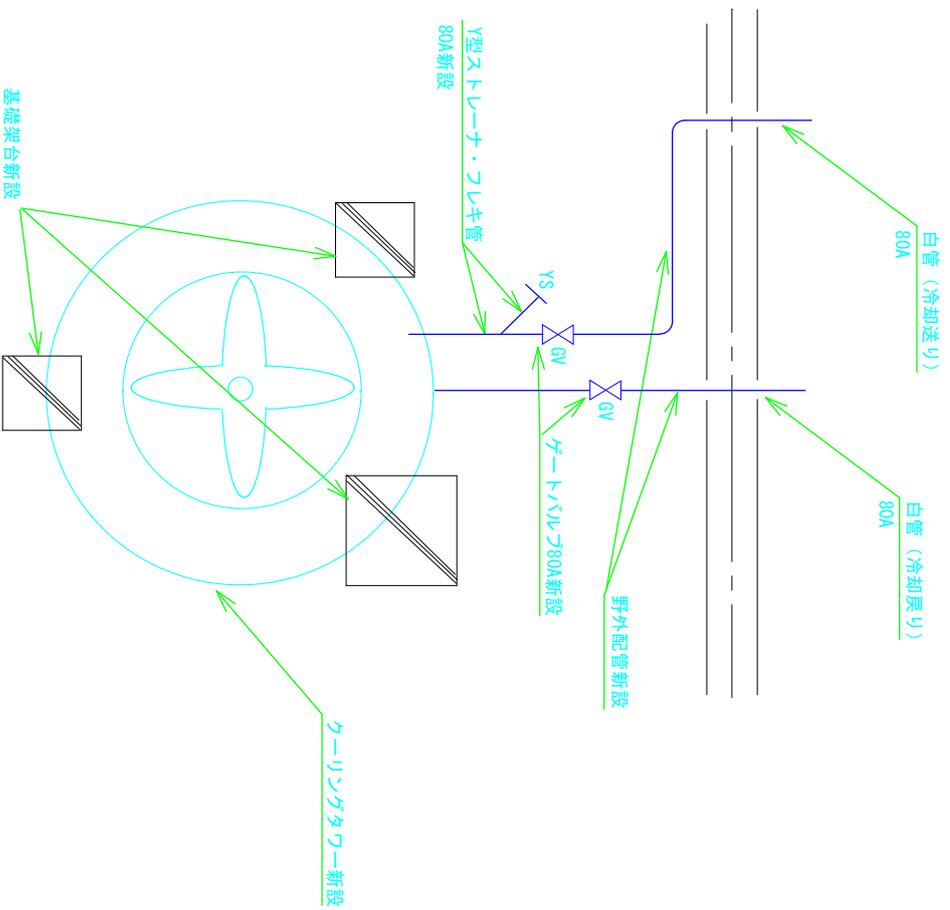
換装後正面図

換装後立体図

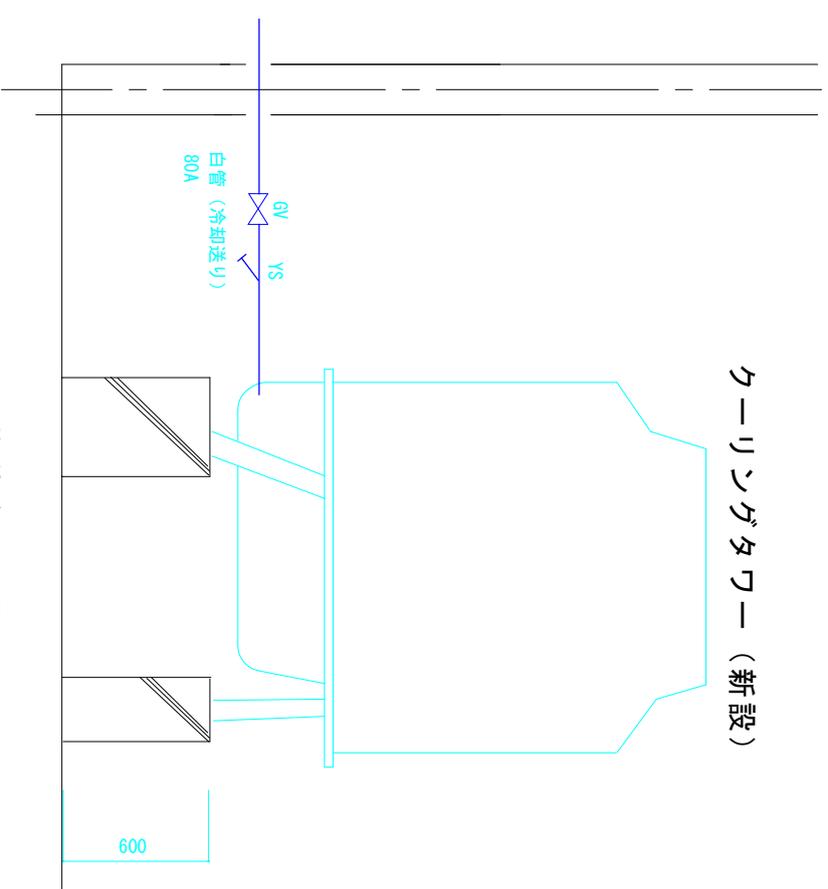
ダイキン工業水冷式冷房専用チャラユニット

UWP-A UWP900ACR

24号生活隊舎空調機換装工事	
図形名称	チャラユニット換装・正面及び詳細図
作成年月	令和5年5月 図面番号 6/7



換装後平面図
クーリングタワー（荏原製）SBC-30ES



換装後立面図

換装後

24号生活隊舎空調機換装工事			
図形名称	クーリングユニット換装・正面及び詳細図		
作成年月	令和5年5月	図面番号	7/7

(1) 撤去工事

工 種	工 事 項 目	数 量	備 考
撤去処分作業	・日立スクロールチラーユニットRCUP900W2B	1台	
	・日立クーリングタワー MT-30L1K	1台	
フロンガス回収破壊作業	・フロンガス回収破壊 (R407C)	1 式	冷媒ガス R407C使用

(2) 新設工事

工 種	工 事 項 目	数 量	備 考
チラーユニット据付	・水冷式チラーユニット 30馬力 公共仕様改装型 ・総合調整、試運転	1 台	
クーリングタワー据付	・クーリングタワー ターボ冷凍機用 低騒音型 30馬力対応型 ・総合調整、試運転	1 台	
配管工事	・冷水配管、冷却水配管 ・保温工事	1 式	一部再利用
配線工事	・電気配線 ・制御配線	1 式	一部再利用

(3) 取付機器

名 称	規格 (寸法) 等	備 考
ダイキン工業水冷式冷房専用チラーユニット	UWP-A UWP900ACR 1台	又は、同等品以上の物
荏原製クーリングタワー	SBC-30ES 1台	又は、同等品以上の物